

多賀町有線放送加入支援事業要綱

(目的)

多賀町有線放送は、多賀町が行っている「多賀町若者定住支援事業(次世代を担う若者が多賀町に定住するための支援を行うことによって、人口減少に歯止めをかけ、活気あふれるまちづくりの実現を目的にする)」に賛同し、若者世帯を対象に多賀町有線放送加入支援事業を行うものとする。

この支援事業により若者世帯への有線放送普及を図り、有線放送から発信する多賀町の情報を、少しでも多くの若者に知ってもらい、多賀町と有線放送の魅力を感じてもらいを目的とする。

また、この加入支援事業により有線放送に加入してもらい、少しでも多くの世帯に緊急情報を届けられるようにする。

■有線放送の加入について

(対象者)

- ・18歳以上40歳未満で、有線放送に新規加入される方
- ・夫婦いずれかが18歳以上40歳未満で、有線放送に新規加入される方
- ・中学生以下の子を扶養し、有線放送に新規加入される方

(支援内容)

多賀町有線放送加入支援事業契約内容に同意し、支援対象となる有線放送加入者に対して利用料金や加入金についての支援を行う。この場合の支援内容は、理事会にて決定する。

(支援期間)

- ・期間は、加入月より原則5年間とする。但し、期間中に支援対象者の年齢が対象年齢を超えた場合、その時点で支援期間満了とする。

■インターネット加入について

(対象者)

- ・18歳以上40歳未満で、有線放送インターネットに新規加入される方
- ・夫婦いずれかが18歳以上40歳未満で、有線放送インターネットに新規加入される方
- ・中学生以下の子を扶養し、有線放送インターネットに新規加入される方

(支援内容)

多賀町有線放送加入支援事業契約内容に同意し、支援対象となる有線放送加入者に対して利用料金や加入金についての支援を行う。この場合の支援内容は、理事会にて決定する。

(支援期間)

- ・期間は、加入月より原則5年間とする。但し、期間中に支援対象者の年齢が対象年齢を超えた場合、その時点で支援期間満了とする。